

高気圧作業健康診断

(高気圧作業安全衛生規則第38条)

高圧室内作業または潜水作業に従事する労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

第一次検査の結果、医師が必要と認めた者については、第二次検査を実施しなければなりません。

第一次検査

既往歴および高気圧業務歴の調査

関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴りなどの自覚症状または他覚症状の有無の検査

四肢の運動機能の検査

鼓膜および聴力の検査

血圧の測定ならびに尿中の糖および蛋白の有無の検査

肺活量の測定

第二次検査

作業条件調査

肺換気機能検査

心電図検査

関節部のX線直接撮影による検査

